

委員会提出議案第一号

都市計画税及び固定資産税の軽減措置等の継続を求める意見書
右の議案を提出する。

平成二十年十二月八日

総務財政委員会委員長

藤本 なおや

杉並区議会議長 青木 さちえ 様

都市計画税及び固定資産税の軽減措置等の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷ばかりか、原油や食料などの原料価格の高騰、米国金融機関の破綻に端を発した金融危機の影響、さらには後継者不足など、さまざまな危機に直面している。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を余儀なくされ、家族を含めて生活基盤は圧迫され続けている現状にあり、また、多くの区民が社会負担の増加に重い負担感を感じている実態にある。

こうした状況のもと、昭和六十三年度に創設された「小規模住宅用地に対する都市計画税を二分の一とする軽減措置」、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成十四年度に創設された「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を二割減額する減免措置」、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成十七年度に創設された「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を六十五％に引き下げる減額措置」については、多くの区民、小規模事業者がその適用を受けている。

これらの軽減措置等を廃止することになると、小規模事業者の経営や区民の生活はさらに厳しいものとなり、地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、杉並区議会は、東京都に対し、次の事項を強く求めるものである。

一 小規模住宅用地に対する都市計画税を二分の一とする軽減措置の恒久化を目指し、平成二十一年度以降も継続すること。

二 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を二割減額する減免措置の恒久化を目指し、平成二十一年度以降も継続すること。

三 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を六十五％に引き下げる減額措置を、平成二十一年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年十二月八日

杉並区議会議長名

東京都知事 あて